

政府の動向

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太の方針）
- ・規制改革推進に関する答申
- ・「Society5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換
- ・2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申

【課題】感染症対策、住民の利便性向上、事務の効率化、人的・財政的制約への対応、柔軟な働き方の推進、中枢機能の一極集中の是正、地方移住の推進 等

⇒ 「地方行政のデジタル化・オンライン化」の推進

阻害要因となる、「書面・押印・対面規制」の見直し

他県の動向

※行革プランの記載内容等

- ・持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献
- ・Society5.0への対応、スマート自治体への転換
- ・働き方改革の取組、多様で柔軟な働き方の推進 等



【持続可能な開発目標（SDGs）】

- ・これまでの「協創」の視点に加えて、「Society5.0」および「SDGs」の視点を取り入れて、～（三重県）
- ・～「日本一暮らしやすい埼玉」を実現することは、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を目指すSDGsの基本理念と通じる～（埼玉県）
- ・各般にわたる施策の目標の多くはSDGsの目標とも合致（高知県）

【Society5.0、スマート自治体等】

- ・行政手続の電子化、（スマート化）（石川県、大分県）
- ・ペーパーレス化（埼玉県、三重県）
- ・スマート自治体に向けた推進体制の構築（三重県）

【働き方改革、多様で柔軟な働き方等】

- ・時間外勤務の上限規制など「働き方改革」に代表される労働環境の変化～（高知県）
- ・テレワーク、宅勤務、フレックスタイム制度、モバイルワークなど多様で柔軟な（弾力的な）働き方の推進（石川県、愛知県、奈良県）

【その他】

- ・EBPMを用いた施策の推進（奈良県）

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太の方針）

◆新型コロナの拡大により、浮き彫りになった課題・リスク・動き

- ・**デジタル化・オンライン化の遅れ（特に行政分野）**
- ・経済機能等の国の中枢機能の一極集中によるリスク
- ・新しい技術を活用できる人材の不足
- ・**リモートサービスの活用・定着**により、働き方を変えたり地方移住を前向きに考える機運が上昇 等

◆新型コロナに対応した「新たな日常」の早期実現に向けた5つの柱

○デジタル化への集中投資・実装・環境整備（デジタル・ニューディール）

- デジタル・ガバメントの構築を「1丁目1番地」と位置づけ、今後1年間を社会全体のデジタル化を進める集中改革期間と設定
- ・次世代型行政サービスの推進（行政手続のオンライン化やワンストップ・ワンスオンリー化などの取組の加速等）
- ・デジタル・トランスフォーメーションの推進
- ・テレワークの促進、ワーク・ライフ・バランスの実現など新しい働き方・暮らし方の推進、女性活躍の拡大
- ・規制改革等を通じて、制度・慣行の見直しを推進（書面・押印・対面主義からの脱却等）

○地方創生

- ・東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ（スマートシティ等）
- ・観光・農林水産業・中小企業など地域の躍動につながる産業の活性化を推進

○「人」・イノベーションへの投資の強化

- ・社会変革の推進力となる人材、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材の育成の推進
- ・科学技術・イノベーションの加速（オープン・イノベーションの推進等）

○包摂的な社会の実現

- ・SDGsを含む社会的課題に取り組む民間活動への支援 等

○活力ある日本経済の実現

- ・SDGsを中心とした環境・地球規模課題への貢献 等

◆経済・財政一体改革の推進

「骨太方針 2018」及び「骨太方針 2019」等に基づき、優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、推進

◆防災、減災、国土強靱化（激甚化・頻発化する災害への対応）

- ・**デジタル技術を活用**した危機管理、事前復興も踏まえた復旧・復興等の迅速化 等

「規制改革推進に関する答申」（規制改革推進会議）

- 1 成長戦略分野 (5) 書面規制、押印、対面規制の見直し
感染症対策として速やかに緊急的措置を行うとともに、企業の生産性向上の推進や緊急時への備えとして、引き続き取組が必要
6. デジタル・ガバメント分野 (2) 新たな取組
 - ア 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的見直し
【書面規制】様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化を推進
【押印原則】真に必要な場合を除き、押印廃止。押印を残す場合、電子的に代替できる方策を明確化
【対面手続】デジタル技術を活用したオンライン対応を検討
 - エ 地方公共団体のデジタル化
地方公共団体の手続をオンライン化する上で、地方公共団体自体のデジタル化は不可欠（自治体クラウドの普及、業務プロセス・情報システムの標準化等）

☆「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言（R2.7.8 政府・規制改革推進会議・四経済団体）

☆地方公共団体に対する「書面規制、押印、対面規制の見直し」に関する総務省通知（R2.7.7）

「「Society5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換」

（地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会）

◆背景・問題意識・目指すべき姿

「生産年齢人口減少による労働力の供給制約」や「Society5.0における技術発展の加速化」を背景に、「住民・企業の不便さや自治体・ベンダの人的・財政的負担」や「デジタル社会に向けての社会制度の最適化」といった問題の解決し、「スマート自治体の実現」を目指す。

◆方策

- 【原則】①手続を紙から電子へ
②行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用方式へ
③自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

【具体的方策】

- ①業務プロセスの標準化
- ②システムの標準化
- ③AI・RPA等のICT活用普及促進
- ④電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化
- ⑤データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化
- ⑥セキュリティ等を考慮したシステム等のサービス利用
- ⑦人材面の方策

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（地方制度調査会）

◆地方行政のデジタル化

- ・デジタル行政推進法を踏まえた地方公共団体の行政手続のデジタル化、マイナンバーカードの更なる普及
- ・情報システムの標準化（自治体クラウド）
- ・Society5.0におけるAI等の共同利用による導入
- ・専門人材の確保や職員の育成を含めた人材面での対応 等

◆公共私連携

- ・多様な主体による連携・協働のプラットフォームの構築
- ・民間人材と地方公務員の交流環境の整備
- ・人材・資金の確保等（地域人材の確保・育成、外部人材の活用、活動資金の確保・多様化）

◆地方公共団体の広域連携

- ・広域連携による基礎自治体の行政サービス提供
事務処理の計画・執行段階における広域連携、定住自立圏・連携中核都市圏等の取組、市町村間の広域連携による都道府県からの権限移譲、都道府県による市町村の補完・支援の役割の強化
- ・都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応
都道府県の区域を越えて広がる共通の課題に対し、自主性を発揮しつつ協力関係を一層緊密にして対応